

## 第122回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成27年5月7日(木)

招集場所 米子市役所 第401会議室

開 会 午後1時30分

出席委員  
1番 小林 秀美委員    2番 山中 春夫委員    3番 三島 通政委員    4番 赤木 勇夫委員  
5番 井田 律子委員    6番 中本 公平委員    7番 吉澤 一誠委員    8番 安田 浩委員  
9番 足立 寛隆委員    10番 遠藤 泰三委員    11番 池口 稔委員    12番 松林 貢委員  
13番 安田 浩史委員    14番 高橋 敦美委員    15番 森中 喜輝委員    16番 矢倉 篤實委員  
17番 大太 年廣委員(部会長)

欠席委員 なし

事務局 高西会長    田村事務局長    宅和係長    山本主任    長谷川主任

- 日 程
- 1 農地法各条申請地現地調査
  - 2 部会長あいさつ
  - 3 議事録署名委員の指名
  - 4 議事
    - (1) 農地法各条申請審議等
      - ア 第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
      - イ 第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
      - ウ 第8号 米子市農用地利用集積計画の決定について
      - エ 第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について
  - 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分  
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (大太委員)

ただ今より、現地調査に引き続きまして、第122回農地部会を開催します。

そうしますと恒例ですけれども、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (大太委員)

それでは、議席番号3の三島通政委員と議席番号4の赤木勇夫委員にお願いしたいと思います。本日の欠席委員はございません。それでは審議に入りますが、その前に事務局から訂正があるので、説明します。

事務局 (宅和係長)

失礼します。大変申し訳ありませんが、議案の訂正を1箇所お願いしたいと思います。議案の第30ページを開いていた

だけですでしょうか。議案30ページの整理番号1番、〇〇〇〇さんの案件なのですが、土地の所在が4箇所ありますが、上から2段目の米子市富益町〇〇、この面積なのですが、436㎡のうち435㎡と記載しております。これが誤りで、436㎡に訂正をお願いします。そうしますと、その下の合計面積が3,628㎡から3,629㎡に変更をお願いします。以上です。

議長（大太委員）

それでは審議に入りますが、始めに3ページの議案第6号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により、許可したいので議決を求めます。

次に4ページ、番号7河岡について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。審議に入る前に3条申請理由ですが、譲受人と譲渡人についてですが、譲受人が〇〇さん本人であり、譲受人と譲渡人が逆になっており、申し訳ありません。

番号7の河岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、昔から手伝いをしている譲渡人の農地を、規模拡大のため売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は66aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（大太委員）

では、続いて地元委員さん報告をお願いします。

14番（高橋委員）

ただいま、事務局より説明がありましたように、〇〇さんが以前からこの土地を手伝いで管理していたのですが、この度、規模拡大のために、売買により農地208㎡を取得しようとしたものです。特に許可要件については、問題ないと思われしますので、よろしくお願いたします。

議長（大太委員）

今、事務局説明と地元委員さんより報告がありましたが、質問、ご意見ございませんか。 ないようですので、採決をいたしま

す。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、5ページ、お願いします。議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申についてであります。下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する。第7条第2項の規定により、意見を具申したいので、審議を求めます。

6ページ、番号9、車尾南2丁目について、地元委員さんから説明をお願いします。

#### 7番（吉澤委員）

今日、3番目に行った水道局の隣のところです。これは見ていただいたら分かりますように、進入路が333㎡あります。これを含めて757㎡の面積です。申請人は、市内で生活している長女に介護が必要な状態になり、通いで介助をしてきたが、長女の家族と同居して日常的に介助ができるようにと、自分が働いている病院の裏に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であり、第2種農地に該当すると思われます。開発許可については、都市計画法第34条第12号に該当する見込みがあることを確認しています。転用については問題ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

#### 議長（大太委員）

ただいま、地元委員さんより説明がありました。これに対するご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号10、古豊千について、地元委員さん説明をお願いします。

#### 15番（森中委員）

申請地は最後に現地調査をしていただいた場所で、古豊千の田で面積は1,000㎡です。申請人は、コンクリート二次製品の製造と販売を行なっているが、現在、資材置場が狭く、大型車両の待機場所の確保も必要だったため、申請地に資材置場と車両待機所の整備を計画されたものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、現地を見ていただいたとおり、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。資材置場と車両の

待機場所として使用するだけであり、開発許可は不要であることを確認しています。転用について問題はないと思われまますので  
よろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま、番号10について説明がありました。これに対するご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、採決を  
したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の  
意見を付すこととします。

続きまして、番号11、彦名について、地元委員さん説明をお願いします。

8番（安田委員）

11番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は彦名町の畑で面積は246㎡です。申請人二人は、  
このたび結婚することになり、それを機に申請地に住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意も  
あります。申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であり、第2種  
農地に該当すると思われまます。市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあるこ  
とを確認しています。転用について問題はないと思われまますのでよろしくをお願いします。ここは上下水道が通っています。

議長（大太委員）

ただいま、番号11について説明がありました。これに対するご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、採決を  
したいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の  
意見を付すこととします。

続いて7ページ、番号12、両三柳について、地元委員さん説明をお願いします。

2番（山中委員）

12番について説明します。今日は見に行っていないませんが、先月4条の進入路と5条の住宅の転用で見えています。申請者は議案  
のとおりです。申請地は両三柳の田で面積は380㎡です。申請人は、夫婦で境港市のアパートで生活していましたが、長男が生  
まれたこともあり、将来のことを考えて、妻の実家に近い申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合  
の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える区域内にある農地であり、

第3種農地に該当すると思われます。市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあることを確認しています。転用について問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま、番号12について地元委員さんから説明がありました。これに対するご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、7ページから8ページの番号13、彦名町について、地元委員さん説明をお願いします。

8番（安田委員）

今日2番目に行ったところで、メガソーラーの場所です。申請地は彦名町の田と畑で面積は3,844㎡です。申請人は、太陽光発電事業と建設業を主な仕事としており、米子市、安来市、境港市などで、太陽光発電事業を行なっています。今回、申請地の周辺も太陽光発電施設の敷地となり、日当たりも問題がないことから申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。農業用水路放流同意、土地改良区の同意もあります。隣接の耕作者から同意書がもらえていませんが、日照や農地への出入り等に影響が出ないように間を空けてパネルを設置するとのこと。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当すると思われます。パネルを設置するだけであり、開発許可については必要ないことを確認しています。転用について問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま、番号13、彦名町について地元委員さんから説明がありました。これに対するご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号14の尾高について、地元委員さん説明をお願いします。

6番（中本委員）

14番の議案について説明します。今日は現地には行っておりませんが、今年の1月に申請がでまして、現地調査に行きました。申請者は議案のとおりです。申請地は尾高の畑で面積は796㎡です。申請人は、残土置場や建築工事のための資材置場が

不足しているため、会社が所有している資材置場に隣接している申請地に残土と資材置場の拡張を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であり、第2種農地に該当すると思われます。都市計画区域外であり、資材置場にするだけです。開発許可がないことを確認しています。以上のことから転用については問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま、番号14について説明がありました。これに対するご意見、ご質問等ございませんか。

高西会長

ちょっと聞いてみますが、この前に〇〇が何ヶ月か前に尾高に行きましたが、あの辺ですか。

6番（中本委員）

あの隣です。

高西会長

事務局は申請者によく言っておかないといけませんよ。建設残土や資材置場という名目でめちゃくちゃなことをすると苦情がでるから、十分その辺は注意して、許可証を出す時に言って下さい。それとここは、社長は変わっていますか。

事務局（長谷川主任）

1月の議案の時と同じ名前なので変わっていないと思います。登記上は取締役の名前は同じです。

高西会長

それは謄本が出ていますか。いつから役員が変わっているか記載はありませんか。

事務局（長谷川主任）

記載されているのはこの通りです。会社としては61年に設立となっています。

議長（大太委員）

他にはございませんか。それでは、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号15の彦名町について、地元委員さん説明をお願いします。

#### 8 番（安田委員）

15番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請人は、家族3人で市内のアパートで生活していますが、将来のことを考えて、申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であり、第2種農地に該当すると思われます。開発許可については、都市計画法第34条第12号に該当する見込みがあることを確認しています。転用について問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

#### 議長（大太委員）

ただいま、番号15について地元委員さんから説明がありました。これに対するご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、9ページ、番号16の安倍について、地元委員さん説明をお願いします。

#### 3 番（三島委員）

16番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は安倍の畑で面積は209㎡です。申請人は、2年位前から安倍地区を中心に新たに農業を営むようになったが、農作業スペースの確保に苦慮していたため、このたび、申請地を借りて農業用施設の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当すると思われます。農業用施設については、都市計画法第29条第2号に基づいて開発許可不要となる見込みがあることを確認しており、転用についても問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

#### 議長（大太委員）

ただいま、番号16について説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて10ページにいきます。議案第8号米子市農用地利用集積計画の決定についてであります。別紙農用地利用集積計画(案)

について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は利用権設定が49件あります。それでは、利用権設定各筆明細についてであります。13ページ、番号5-1から14ページ、5-9までを一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼します。

番号5-1から番号5-6は、再設定でございます。

番号5-7は貸付人の農業廃止に伴う設定となっております。設定後の経営面積は、29aでございます。

番号5-8は、借受人の希望による設定となっております。設定後の経営面積は、195aでございます。

番号5-9は借受人の希望による設定となっております。設定後の経営面積は、33aでございます。

以上、5-1から5-9まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議よろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、15ページ、番号5-10の審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である中本委員の退席を求めます。

（中本委員退席）

それでは、事務局より説明をお願いします。それでは番号5-10について、事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

番号5-10は、再設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上ご審議よろしくをお願いします。

議長（大太委員）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

議長（大太委員）

番号５－１０の審議が終了しましたので、中本委員の着席を求めます。

（中本委員着席）

議長（大太委員）

続いて、１５ページ、番号５－１１から２０ページ番号５－３３まで、一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

失礼します。

番号５－１１は借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、４６ａでございます。

番号５－１２から番号５－１４は、再設定でございます。

番号５－１５から番号５－１６は、借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、９１０ａでございます。

番号５－１７は、借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、４０ａでございます。

番号５－１８から番号５－１９は、再設定でございます。

番号５－２０は、借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、２９７ａでございます。

番号５－２１から番号５－２２は、再設定でございます。

番号５－２３から番号５－２４は、借受人の希望による解除条件付の設定となっており、設定後の経営面積は、４９ａでございます。

番号５－２５から番号５－２６は、再設定でございます。

番号５－２７は、借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、４０ａでございます。

番号５－２８は、再設定でございます。

番号５－２９は、貸付人の病気による労力不足に伴う設定となっており、設定後の経営面積は、２４ａでございます。

番号5-30は、借受人の希望による設定となっており、設定後の経営面積は、107aでございます。

番号5-31は、貸付人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、設定後の経営面積は、151aでございます。

番号5-32は、貸付人の病気等による労力不足に伴う設定となっており、設定後の経営面積は、1,354aでございます。

番号5-33は、再設定でございます。

以上、5-11から5-33まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上ご審議をお願いします。

高西会長

ちょっと聞いてみますが、下限面積を46と言っていました、あそこは下限面積が30aのところですか。

事務局（宅和係長）

下限面積、利用権設定については10a以上であれば、営農計画書を農業委員さんに提出してサインをいただいて、あわせて出していれば貸し借り可能ということにしています。

高西会長

分かりました。

11番（池口委員）

会長、この5-12は大丈夫ですか。119kgもあります。

高西会長

これは従兄弟同士なので大丈夫です。

議長（大太委員）

次にいきますが、もう他にご意見、ご質問はございませんか。

10番（遠藤委員）

ちょっと聞きたいのですが、5-23と24は同じような地番で同じようなことをされていますが、これはどのようになっていますか。

事務局（宅和係長）

失礼します。富益のシルクファームさんですが、個々の地権者さんと個別に話をしておられます。少し安くてでも貸したいという人もいれば、高くなければ貸さないという人もおられます。

10番（遠藤委員）

当事者間の話し合いの結果ということですね。分かりました。

議長（大太委員）

よろしいですか。他にご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、決定といたします。

続いて、23ページ、利用権設定各筆明細（農地中間管理権）を取得する場合、これについて、23ページ、番号5-1から6ページ5-16までを一括して審議致します。そうしますと事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和係長）

23ページ番号5-1から、25ページ番号5-13までは、鳥取県農業農村担い手育成機構が、賃貸借により、農地中間管理権を取得するものでございます。25ページ番号5-14から、26ページ番号5-16までは、鳥取県農業農村担い手育成機構が、使用貸借により、農地中間管理権を取得するものでございます。今月の中間管理権取得面積は、398aでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上ご審議よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、29ページ、議案第9号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答についてです。別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求めます。30ページ、番号1から32ページ、番号10について事務局から説明して下さい。

事務局（宅和係長）

失礼します。30ページ、番号1から32ページ、番号10につきましては、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理権

を取得している農地398aを農用地利用配分計画案により、借受希望者に貸し付けようとするものであります。それでは、利用配分計画の借受者についてご説明します。

番号1は、利用集積効果の高い農業者であり、他に耕作するものもないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は504aでございます。

番号2は、利用集積効果の高い農業者であり、他に耕作するものもないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は1,005aでございます。

番号3は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作するものもないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は479aでございます。

番号4は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作するものもないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積はaで1,048aでございます。

番号5は、新規就農者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は30aです。

番号6は、新規就農者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は58aです。

番号7は、利用集積効果の高い農業者であり、他に耕作するものもないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は5,331aでございます。

番号8は、近隣圃場の耕作者であり、他に耕作するものもないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は514aでございます。

番号9は、新規就農者であるため、優先的に配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は232aです。

番号10は、利用集積効果の高い農業者であり、他に耕作するものもないため、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は50aでございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただいま、番号1から番号10まで事務局から説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問等ございませんか。

9番（足立委員）

多分、〇〇さんだと思いますが、富益のもみの木園のところやその下側ですが、最近は畑をユンボで掘りかえしています。これは、事務局は認められているのですか。

事務局（宅和係長）

現地を確認しておりませんので、確認してみます。

9番（足立委員）

天地替えをしてもいいということですか。

事務局（田村事務局長）

すいません。先ほど宅和が申し上げましたが、現地を教えていただいて、確認したうえでお返事をしたいと思います。

9番（足立委員）

今日はできないのですか。

事務局（田村事務局長）

見ていないのでなんとも言いようがないので、あとで場所を教えていただいて、現地を確認させてください。

9番（足立委員）

その方はすぐ近くの畑地を3年くらい前に天地替えしています。そうしたら何も作物できなくなってしまって、放っておかれています。

高西会長

もみの木学園の隣地ですね。

9番（足立委員）

地権者の人がきちんと承知されているのか疑問に思います。

議長（大太委員）

足立さん、その件は次回報告ということにしてください。また調べてから報告することとします。

事務局（宅和係長）

次回、確認した結果を報告します。

議長（大太委員）

他にはありませんか。

高西会長

整理番号10番の有限会社だんだんは日南町の笠木の人ですが、担い手機構が中に入っているの、間違いないと思いますが、日南町から日原まで来て耕作されるわけですね。

事務局（宅和係長）

はい。

高西会長

面積は5,000㎡なので、まあまあ、かたまっていますが。はい、分かりました。

議長（大太委員）

他にはありませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで、異議なしと認め、許可申請は適当であると回答します。

そうしますと、審議することは以上でございます。それでは報告事項に移ります。35ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理についてです。これは番号1から番号3までの3件を受理しています。

次ですが、36ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理についてですが、これは番号73から番号80、さらに番号1から39ページの番号4まで、12件を受理しています。次に40ページ、（3）農地法第18条第6号の規定による通知書の受理についてであります。これは番号56から番号60、及び番号1から番号2までの9件を受理しています。

続いて、42ページ、（4）非農地現況証明についてです。番号50から番号52の3件を証明しております。

続いて、43ページ、（5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果についてであります。これは1件を鳥取地方法務局米子支局に回答しております。

続きまして、最後に44ページです。（6）農地転用現況確認書の交付についてです。これは番号78から番号80までの3件を交付しております。

以上、報告を終わります。続きまして、会長から県農業会議会議員の事務報告をお願いします。  
高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長 (大太委員)

審議はこれで終わりますが、事務局から報告をお願いします。

事務局 (宅和係長)

( 事 務 連 絡 )

議長 (大太委員)

そうしますと、特に他にはございませんでしょうか。ないようですので、これをもちまして、第122回農地部会を終了します。

閉 会 午後4時7分